

Title	東坡詩の買田の語について
Author	西野, 貞治
Citation	人文研究. 19 卷 10 号, p.757-763.
Issue Date	1968
ISSN	0491-3329
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学文学部
Description	増田涉教授退任記念

Placed on: Osaka City University Repository

東坡詩の買田の語について

西野貞治

これは宋詩全体についても言えることだが、東坡の詩のなかには、従来の詩の枠をはみ出した表現や語彙が往々にして見られる。「買田」⁽¹⁾という語もそういう類の語で、東坡の詩中に習用されてゐる。注家はこれを東坡の退老計画を詠んだものと見てゐるようであるが、この問題をいささか検討してみたい。

一

東坡の詩中で「買田」の語の用例の幾分を作詩の年代順に排列してみよう。

- 1 買田・秋已議 田を買うこと秋すでに議り
築室春當成 室を築くは春當に成るべし
雪堂風雨夜 雪堂風雨の夜は
已作對牀聲 すでに對牀の聲をなす
(初秋寄子由)

東坡詩の買田の語について

この詩は元豐六年秋黃州での作で、その末尾の一節である。東坡は詩獄のあと、元豐三年二月から元豐七年三月まで黃州の配所にいた。この詩の作られた前年ごろから、退休の念とみにきざして田地を物色し、東坡題跋にも「黃州東南三十里爲沙湖、亦曰鐸師店、予將買田其間、因往相田得疾、聞麻橋人龐安時善醫而聾、安時雖聾而穎悟過人、以指畫字、不盡數字輒了人深意、予戲之云、予以手爲口、君以眼爲耳、皆一時異人也、疾愈、與之同遊清泉寺」（書清泉寺詩）とある。東坡の沙湖買田のことは、王注は林子仁の説として引くし、苕溪漁隱叢話にもこの題跋の文と同じものをのせるが、文章にいささか異同がある。題跋に龐安時とあるのは苕溪漁隱叢話の龐安常の方が正しく、東坡志林には東坡が龐安常に左手の腫の治療を受けたことも出ていて、元豐五年三月としているので、沙湖の田地を見に行つたのはその時のことと考えられる。前年（元豐五年）落成した雪堂でむかえる風雨の夜には、やがて、弟と牀をならべて聴

くべき雨声をなしているという後の二句は、韋応物の句「寧知風夜、復此對牀眠」をふまえたもので、この句は東坡の詩に習見する。兄弟ともに退休するという旧約を念頭にもつ東坡は、その宿昔の志のいささかもかわる所のない旨を詠んだものである。昔年東坡が弟と制策試験に応じるために懷遠駅に寓したおりの、弟の感慨と悲傷を追憶する此の詩の前の部分幾段をもち出さずとも、このことは明らかである。この例では買田のことは、東坡が退休にそなえてなしたものであることは明らかである。

2 勾漏丹砂已付君

汝陽甕器吾何恥

汝陽の甕器は吾何ぞ恥じん

君歸赴我雞黍約

君歸るさに我が雞黍の約に赴け

買田築室從今始

田を買い室を築くこと今より始めん

(送沈達赴廣南)

此の詩は元豐七年汝州に量移された東坡が四月黃州を離れて北帰の途中の作で、これも終の一稿である。同歳の友人で東坡と同年で官界の昇進にめぐまれぬ沈達が南方広南に赴任するのに遇然相会して、功名よりも学道の奥義をきわめるべきを説いて、ここで分かれでは南北行く所は異なるが、やがて帰郷の際は汝州を訪れるのを勧めている。なおここに見える甕器は、汝州の風土病の瘤のことをたとえたもので、東坡のこの語は歐陽修の汝瘦詩にも見えるが、こう

いうことを詩語として用いるのも宋詩の一の傾向であった。そして前年の詩と同じように、田地と宅舎のことが並んで出ていている。買田が退休の備えをなすこと前年の詩の場合と同じ。

3 是身如虛空

是の身虛空の如く

萬物皆我儲

萬物みな我が儲なり

胡爲強分別

なんすれぞ強いて分別して

百金買田廬

百金もて田廬を買わん

(贈袁陟)

この詩は元豐八年常州の作で首の一段である。汝州に転任の命をうけた東坡は金陵・京口を経て、その年の暮、汝州に氣のすすまぬまま泗州に滞在し、翌八年二月、再度の上書が書きとどけられた結果常州居住が許された。袁陟(字世弼)はときには常州の州学の官にいたのかと考えられる。彼は自己を虚空と見て、虚空が自己なれば、天地山川すべて自己に帰する。したがって、万物みな我が儲であると考えた。そこでこの人には強いて自己と他と区別する必要はなかつたし、大金を出して田宅を買う必要はなかつたのである。周益公題跋に載せる東坡の楚頌帖には「宜興に二小圃を買うべき」旨の記載が見え、且つその帖末に、元豐七年十月二日の署名がある。作詩の前年東坡は常州宜興県の田地の購入にかなりな金額を費消したから、袁陟の恬淡ぶりを称して此の詩を作ったのであろう。買田の語は、

この例では廬字が加わって買田廬となつてゐるが、用法も意味も前の二例と異なる所がない。

4 始憶庚寅降屈原

はじめて憶う庚寅屈原のうま降れしを

旋看蠟鳳戲僧虔

たわまち看る蠟鳳に僧虔の戯れしを

隨翁萬里心如鐵

翁に従つて萬里心鐵の如し

此子何勞爲買田

此の子何を勞してか爲に田を買わん

(次韻子由使契丹至涿州見寄)

この詩は元祐五年杭州の作、七絶四首の第四首である。蘇轍の子

遠は熙寧七年甲寅の年のうまれで、東坡の「虎兒」の詩はこの甥の

誕生を祝つて作られたもので、三人の甥のうち遠が東坡によくにて

いるので最も目をかけていた。東坡の自注によれば、この時子由に

随行したのは長子の遼であるというから、第一句で遠を、第二句以

下で遼のことを称したのである。そして買田の語の意味は、子由の

原韻の「橐裝聊復助歸田」に対えたものであるが、東坡は弟の苦勞

をいたわる心算で、漢の陸賈の子の碌碌にたるにひきくらべて遼の

ことをほめて田を買い與えずともよいという。この詩では、買田の

語と帰休との関係は、前の三例よりかなり薄いように思う。

東坡の詩で買田の語を用いたものは、この外数例あるが、いまはここで止める。右の四例も、挙例を略した数例も、いずれも黃州左遷以後のもので、その多くは、退老の資として、諸方に田地を求め

宅舎を問うという状況のもとに作られたものの中に見える。

二

5 三年不顧東鄰女

三年顧みず東鄰の女

二頃方求負郭田 二頃方に求む負郭の田

我欲歸休君未可 我歸休せんと欲するも君未だ可からず

茂先方議^ハ龍泉 茂先方に議す龍泉を^ハ勵らんことを

(臺頭寺送宋希元)

元豐二年徐州臺頭寺の作、七律の後半である。此の日東坡は宋希

元とともに松を寺中に植えて別れ、他日に忘れぬよすがとしたが、

詩の後半では、宋玉の故事を宋希元に、蘇秦の故事を自身にたと

え、自分は引退するが、宋希元は才能ある人で、張華が名劍を察

知した如く識者の抜擢を受けるにちがいないから引退すべきでな

い旨を詠んでいる。東坡が當時すでに良田を求めていた形迹は明ら

かである。この詩に見える二頃田とか負郭田とかいう表現が東坡自

身に関して、或は他に関してしばしば詩中に見える。またこれは後

の時期のものらしいが、東坡題跋に「吾無求於世矣、所謂二頃田、

以克餉了粥耳、而所至訪問、終不可得、豈吾道方艱難、時無適而可

耶、抑人生自有定分、雖一飽亦如功名富貴、不可輕得也耶」（書田）

と述べている。二頃の田についての関心の深さがしのばれる。東坡の文集では、さらに早い時期の詩に田地への執着を示すものがある。

6 江山如此不歸山 江山かくの如きに歸山せんば
江神見怪警我頑 江神怪を見わして我が頑を警しめん

我謝江神豈得已 我は江神に謝す豈に已むを得んや
有田不歸如江水 田あらば歸らざらんや江水の如し

（遊金山寺）

これは熙寧四年、金山での作の末尾の一段で、金山で経験した夜の江心の怪光について、蜀へ帰休せぬ為江神がこのような警告をなすのかと疑い、官職を去らぬのは生活のためやむを得ぬことで、もし田地があるなら帰休しないはずはない、このことは江水もかんがみて見よと江神に誓っている。同時に別の一首に、「無田不退寧非貪」（自金山放船至焦山）とあるのは、田地が無くとも引退せねばと、前の詩とうらはらの心境をよむようであるが、田地のないということの自覚がはつきりしている。後年京口に田地を買おうとして、「遊金山寺」の詩の誓を追憶して、「今有田矣、而不歸無乃食言於神耶」（東坡題跋、書浮玉買田）と言っていることによつても、東坡の外任を歴て年少氣銳の時からはじまって、長い間田地と退休の

ことが常に心に懸っていたことが知られる。

三

東坡の文集の中には、多くの書簡が収められている。書簡は詩とは異なり、事実を仔細に述べていて、田地の買入れについての上述の考察を傍証しまた補い得る資料となるものが多い。

7 近因往螺師店看田、近ごろ螺師店に往くに因つて田を看既至境上、潘尉與龐醫來相會、因視臂腫、云非風氣、乃藥食毒也、非鍼去之、恐作瘡、乃已、遂相率往麻橋龐家住數日鍼療、尋如其言得愈矣、……所看田乃不甚佳、且罷之、……

（與陳季常書）

陳慥（字季常）は方山子伝のその人で、黃州での東坡とは、とくにあつた交わりがあった。この書簡と、先に東坡が黃州東南三十里

の沙湖で、田を買おうとして見に行つて疾を得たという東坡題跋の記事と符合するが、実際は田地を買わなかつたようで、王注の引く林子仁の説は伝聞の誤であろうか。陳季常は更に武昌の田地を斡旋しようとしたが、擅に黄州を去つて別路に居ることが京師に聞えることを恐れている書簡もある。

8 承令弟見訪、岸下無

泊處、又苦風、忽忽
泊處、又風に苦しむ、忽忽として別去さ

別去、至今不足、示

れしは、今に至るも足るとせず。田事

諭田事、方憂見罪、
乃蒙留念如此、感幸

を示諭され、方に罪せらるを憂えらる、
乃ち留念を蒙ることかくの如し、感幸

不可言、某都不知彼
中事、但公意所可、
無不便者、軍屯之東

言ふべからず。某は都て彼の中の事は
知らず、但だ公の意に可とする所、便
ならざるものなし。軍屯の東三百石な
るもの、便ち下情甚だ佳し。李教授の

兄また言う。官務相近きに一莊の大だ
云官務相近有一莊大
佳、此彭寺丞見報、亦

佳きあり、これ彭寺丞報せらる。亦閑に
ために問看せん。今日章質夫の子此を
過ぎる。已に舟中に載する二百千省を
上納するを託す。到れば與に留下され

船中載二百千省上
んことを乞う。果して公の見念を蒙り

令弟の訪れるをうけ、岸下に泊處な
く、又風に苦しむ、忽忽として別去さ

（與楊元素）

9 承示諭定襄胡家田、公
與唐彥議之、必無遺策、

小子坐享成熟、知幸知
幸、近答唐君書並和紅

字韻詩、必皆達矣、胡
田先佃後買、所謂抱橋

深浴、把纜放缸也、呵
呵、凡事既不免干瀆

左右、乞一面裁之、不
須問某也、尚有二百千
省、若須使、乞示諭、
求便附去、見陳季常慥

納、到乞與留下、果蒙
の爲に復び起たば、當にまた公の為
異日公爲蒼生復起、當
卻爲公葺治田園、以報
今日之賜也、適新舊守
到發、冗甚不一
冗甚なれば一一せず。

て歸老の資有らしめば、異日公蒼生
の爲に復び起たば、當にまた公の為
に田園を葺治して以て今日の賜に報
ぜん、たまたま新舊の守到り發す。

9 承示諭定襄胡家田、公
與唐彥議之、必無遺策、
小子坐享成熟、知幸知
幸、近答唐君書並和紅
字韻詩、必皆達矣、胡
田先佃後買、所謂抱橋
深浴、把纜放缸也、呵
呵、凡事既不免干瀆
左右、乞一面裁之、不
須問某也、尚有二百千
省、若須使、乞示諭、
求便附去、見陳季常慥

に左右を干瀆するを免れず。乞う一
面に之を裁て某に問うを須いざれ。
なお二百千省あり、もし使う須くん
ば乞う示諭されよ。便を求めて附去
せん。陳季常慥を見るに言う、京師

子、欲賣荆南頭湖莊の任郎中其孚の子荆南の頭の湖莊子子、去府五六里、有米五百來石、厥直六千、先只要二百來千、餘可迤邐、不知信否、又見樂宣德言、此田甚好、但稅稍重、告為問看、彭寺丞之流、近日更不敢託他也、澆亂尊聽、負荊不了也、

(與楊元素)

の任郎中其孚の子荆南の頭の湖莊子を賣らんと欲すと。府を去る五六千里、米五百石ばかりあり、その直六百千、まずただ二百千ばかりを要す、餘は迤邐たるべしと。信か否かを知らず、又樂宣德を見るに言う。此の田甚だ好し。ただ稅稍重しと。告に問看をなさん。彭寺丞の流は近日更に敢て他に託せざるなり。尊聽を澆亂して負荊了らざるなり。

右の二通は、黃州において楊絵（字元素）にあてたもの。楊絵は新法の反対者で東坡の知友の一人で、東坡と詞の應酬もあり、張子野の六客詞中の一人で、宋史に伝がある。右によると、東坡は田地を買う為、各地で種々人の斡旋を受け、田地の収獲状況、代金の支払條件など検討したことが明らかである。楊元素への別の書簡では、莊園の管理にあたる幹人の雇庸を依頼したものもある。東坡には、この外常州宜興県の田地の買入について言及したものが多いが、右に引いた二通が田地の買入のことについて最も詳細である。

宋代の官僚は自己の莊園に佃戸を置いて、彼等の耕作・生活に必

要な素材を貸与して、収獲後に租とともに元利を徵集するという經濟的活動が盛んで、また盛に兼併をなした。⁽¹⁾ 彼等は大なり小なり莊園の經營をなしたことは事実である。北宋屈指の名臣として廉潔を以て知られる范仲淹でさえ、同族のためとは言え范氏義莊を經營している。一般官僚の莊園經營のさまが想像される。勢力ある兼併者は兼併した田地について充分な申告を行わず、その土地への賦は、往々にしてせつぱつまつて田地を売却した者にかぶさるという不公正は、東坡もその策別であげている。衣川強氏の所説によると、その兼併にも権力者の横暴があつて、権力者が一たびその力を失うや、そのことをめぐる不正が彈劾の材料としてあげられている例がかなりな数に上るという。

10 慶基所言臣強買常州宜興縣姓曹人田地、八年州縣方與斷還、此事元係臣任團練副使日、罪廢之中、託親識投狀依條買得姓曹人一契田地、後來姓曹人郤來臣處昏賴爭奪、臣即時牒本路轉運司、令依公盡

慶基の言う所の、臣の強いて買いし常州宜興縣の姓曹なる人の田地の八年州縣はじめてために斷じて還せるは、この事もと臣の團練副使に任せし日、罪廢のうち、親識に託して、曹なる人の一契の田地にかかる。後来姓曹なる人はまだ臣の處に来つて昏賴に争奪す。臣は即時に本路の

理根勘、仍便具状申尚
書省、後來轉運司差官
勘得姓曹人招服非理昏
賴、依法決訖、其田依
舊合是臣為主、牒臣照
會、臣愍見小民無知、
意在得財、臣既備位侍

從、不欲與之計較曲
直、故於招服斷遣之
後、郤許姓曹人將元價
收贖、仍亦申尚書省及
牒本路施行、今慶基乃
言本縣斷遣本人、顯是
誣罔、今來公案見在戶
(辨黃慶基彈劾劄子)
部、可以取索案驗、……

是小民の無知にして意は財を得るに
あるを見るを愍む。臣は既に位を侍
従に備え、これと曲直を計較すること
を欲せず。招服し断遣せるの後、
また姓曹なる人の元價をもって收贖
するを許し、すなわちまた尚書省に
申し、及び本路に牒して施行せり。
今慶基はすなわち言う。本縣は本人
を斷遣すと。あきらかにこれ誣罔な
り。今來公案は戸部に見在す。以て
取索案驗すべし。……

右は常州宜興縣の田地の買入れに、東坡が知県と結託して強制し
て買上げたということが売主曹氏の申告によって問題とされ、元祐

東坡詩の買田の語について

八年五月御史黃慶基が告発したのに対して辨じた文で、續資治通鑑
長編にもこの文が告発の文とともに載せられている。以上の事実によつて東坡もある程度の莊園經營を行つていたことが知られる。そして詩中の買田の語は、退老計畫ということの外に当時の莊園經營熱をかなり反影して用いられたもので、東坡の家産の薄さと率直な性格がしきりにこの語を発せしめたものと考える。

(1) 歐陽修の石枕斬簾など数首に買田の語が見える。

(2) 兵をもつて耕作させる莊園。

(3) 省陌、通行価値の低くなつた通貨。容齋三筆に省錢百陌についてのべる所がある。

(4) 元典章戸部に「先典後賣」という類似の語が見られる。

(5) 俗諺、他に動かぬよう確保することを言うか。

(6) 湖田、干拓の莊園をさす。

(7) 周藤吉之博士、「中國土地制度史研究」にこのことは詳しい。